

職員用パソコン更新・リース・保守業務
仕様書

1. 件名

職員用パソコン更新・リース・保守業務

2. 目的

Windows 8.1 のサポート終了に伴い、桑名市ネットワークに接続されている情報系端末を Windows 10 のクライアント端末に更新し、情報セキュリティの維持・向上を図ることとする。

今回導入を予定している機種は、今後 5 年以上桑名市の様々な情報システムを使用する業務端末として、十分に対応していくことのできる性能を想定した仕様である。

また、桑名市の各部局で更新する端末について、一括して事業者選定及び販売価格の決定を行うことにより、経費節減、事務手続の簡素化、技術面の補完を目的とする。なお、契約等については契約区分別に締結することとする。

3. 機器および数量

No.	機器等	契約区分別想定数量	
		デジタル推進課	上下水道部
1	ノート型パソコン	514 台	13 台
2	ソフトウェア	514 台分 (内アカデミック：127 台分)	13 台分
3	保守	5 年	5 年
4	機器のセットアップ	一式	一式
	支払方法	リース	購入

4. 初期納入場所（キitting場所）

本市指定の場所に納品し、検品を行う。梱包材等は本件受注者が処分すること。
(長島地区市民センター 2 階 大会議室 を想定)

5. 納入期限

1) 納入期限 令和 5 年 2 月 28 日(火)

* 機器等詳細仕様書に記載の現場設定全てを終了すること。

2) 納入場所 別紙『端末設置場所一覧』参照

6. 賃貸借期間

令和 5 年 3 月 1 日～令和 10 年 2 月 29 日

7. 契約

1) デジタル推進課（長期継続契約）

構築費用は機器費・構築費・ソフトウェア費・展開費・機器保守費等を含み、「第三者賃貸方式」で契約する。また、本契約は長期継続契約とする。対象物件については、動産総合保険を付保すること。なお、費用については賃借料に含む

こと。保証期間は賃貸借期間とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を提出するものとする。

2) 上下水道部

構築費用は機器費・構築費・ソフトウェア費・展開費・機器保守費等を含み、構築事業者と上下水道部の二者間で契約する。対象物件については、動産総合保険を付保すること。なお、費用については構築費に含むこと。保証期間は 6. 賃貸借期間と同一とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を提出するものとする。

8. 支払方法

1) デジタル推進課

賃貸借契約に基づきリース事業者へ支払うものとする。

賃貸料は賃貸借期間の開始月からとし、総額を六十カ月で均等に分割した額を貸付者へ支払う。貸付者は、毎月末終了日以後の適法な請求書をもって賃借料を請求するものとする。

2) 上下水道部

売買契約に基づき、業務完了日以降の適法な請求書をもって構築事業者へ支払うものとする。

9. 見積内訳

見積明細書は下記の項目をもとに記載すること。

品名	数量	支払区分	備考
ノート型パソコン	400 台	リース・購入	セットアップ、設置、保守等含む
ノート型パソコン	127 台	リース	セットアップ、設置、保守等含む *アカデミック版

10. 桑名市職員用パソコン機器等詳細仕様書

1) ノート型パソコン(基本仕様) 想定機種：NEC PC-VKT42XZFB

OS	Microsoft Windows 10 Professional 64 ビット ※Windows 11 Pro ライセンスからのダウングレードモデル
CPU	インテル® Core™ i5-1135G7 プロセッサ 動作周波数 4.20GHz 以上 (シングルコア ターボ・ブースト時) 第 11 世代以降であること
メモリ	4GB 以上かつ増設空スロットが 1 以上であること
SSD	SSD (PCIe NVMe) 256GB 以上 (暗号化機能付)
光学ドライブ及びメモリカードスロット	装備していないこと、又は機能しないこと (特記事項) ・内蔵しているものを取り外す場合はカバーを装着すること

	・機能を停止する場合は、Windows OS の機能で設定すること
ディスプレイ	15.6 型ワイド HD 液晶(1,366×768 ドット : 1,677 万色)以上 Web カメラ搭載
キーボード	JIS 配列キーボード (テンキー付) ※アイソレーションタイプが望ましい
無線 LAN (内蔵)	Wi-Fi6(2.4Gbps)対応(IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n)
インタフェース	USB2.0 以上 3 ポート以上 (内 USB3.0 以上 1 ポート以上) ディスプレイポート (HDMI ポート、ミニ D-sub15 ピン 各 1 ポート以上) LAN ポート(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)1 ポート以上
マウス	光学式 3 ボタンスクロールマウス (USB・有線) : 端末台数分 更新するパソコンメーカーの純正品
セキュリティ チップ	TPM (TCG v2.0)
セキュリティ スロット	盗難防止用ロックスロット (既存セキュリティワイヤー (ス ロット口径約 3*7mm 用) が利用できること。利用できない場合は 受注者にて下記仕様を満たすセキュリティワイヤーを準備する こと)
セキュリティ ワイヤー	(既設セキュリティワイヤーが利用できない場合のみ調達) ワイヤー本数 : 必要台数分 ワイヤー長 : 1.5m 程度 形状 : シリンダータイプ (マスターキー仕様)
バッテリー	着脱式のリチウムイオンバッテリーを内蔵すること : 8 時間駆動以上 (JEITA 準拠)
再セットアップ用 媒体	Windows 10 Professional 64 ビット DVD : 1 枚 Windows 11 Professional 64 ビット DVD : 1 枚
メーカー保守	5 年間引き取り修理又は 5 年間オンサイト修理*マウスも含む
環境配慮	EU の環境規定「RoHS 指令」に対応していること。 「J-Moss グリーンマーク」に適合していること。 「グリーン購入法」の基準を満たしていること。 PC グリーンラベルの審査基準 (Ver. 14) に対応していること。 最新の国際エネルギースタープログラムの基準に適合している こと。 省エネ法 (目標年度 2022 年度) を達成した製品であること。

2) ソフトウェア(基本仕様)

オフィスソフト	Microsoft Office LTSC Standard 2021 ボリュームライセンス 永続ライセンス ・公共機関向け契約 (ライセンス:端末台数分、メディア:1) ・アカデミック版 (ライセンス:端末台数分、メディア:1)
WWW ブラウザ	Microsoft Edge Chromium 版
ウイルス対策ソフト	Trend Micro Apex One セキュリティエージェント 桑名市が指定するウイルス対策ソフト:端末台数分 ※ライセンスは桑名市にて保有しています。
資産管理ソフト	SKYSEA Client View 桑名市が指定する資産管理ソフト:端末台数分 ※ライセンスは桑名市にて保有しています。
グループウェア ランチャーソフト	桑名市が指定するランチャーソフト:端末台数分 ※ライセンスは桑名市にて保有しています。
プリンタドライバ	KONICA MINOLTA bizhub C450i, C250i ※ドライバ及び手順書は桑名市から提供
仮想ブラウザ	ソリトン SecureBrowser II :端末台数分 ※ライセンスは桑名市にて保有しています。
フリーソフト	Adobe Acrobat Reader DC、7-zip、一太郎ビューア、Mini Hardcopy Utility : 端末台数分 ※上記以外に必要となるソフトウェアが発生した場合でも 桑名市が指示するソフトウェアをインストールすること。 ※最新版をインストールすること。
クローニングソフト ※本調達でライセンス購入	BROADCOM Ghost Solution Suite License 等 5年間 (ライセンス:端末台数分、メディア:1) ※ライセンスの指定はしないが、導入時のクローニングと5年間マスターイメージの更新ができるソフトウェア等を用意すること。

- 3) パソコンは上記基本仕様を満たし、かつ納入時点において調達しうる最新のものとする。なお中古品は不可とする。
- 4) パソコンのハードウェアの機能により SSD に暗号化をかけられるか、ハードウェア暗号化がない場合は BitLocker で暗号化すること。また、ロック解除していない SSD を他のパソコンに接続しても読み出せないこととし、シングルサインオンや TPM 連携、自動ロック解除、回復キーの運用管理など運用負荷が高くなるように設定し、手順書を作成すること。
- 5) OS および Office の修正プログラムは納入時点の最新の状態にすること。
- 6) 納入するパソコンは全て同一製造会社の同一型番であること。

- 7) 納入時期・場所等の調整は本市担当者と協議すること。
- 8) クローニングソフトについては、市にてイメージの更新、復元などのメンテナンスを行うため、導入中のみではなく、導入後も職員が円滑にメンテナンスを行えるような手順書の準備や環境の整備を行うこと。
- 9) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、すべて納入すること。
- 10) 納入する機器について事前（納入前）に実機による機能審査を行うので、求められた場合は速やかに応じること。
- 11) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には、指定された設定やソフトウェアのインストール等を実施した上で当初の設置場所に配置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- 12) 「ソフトウェア（基本仕様）」に記載の無い、端末毎にインストールされているソフトウェアに関しても、キッティング段階で極力対応すること。

11. プロジェクト管理

本システムの構築にあたって、プロジェクト実施計画を策定し、その計画に基づきドキュメントを作成すること。

1) プロジェクト実施計画

・プロジェクト実施計画の作成

受注者はプロジェクトの各段階に応じて、「プロジェクト実施計画」を策定し、市の承認を受けなければならない。

・計画策定の対象

プロジェクトの実施計画として、以下のものを定められた納期までに納入すること。

項目	記載内容	提出期限
プロジェクト概要計画	業務期間、全体にわたって行う作業の計画	契約締結後14日以内
導入計画	本業務に関する全体的な作業の計画	契約締結後14日以内
教育・研修計画	管理者が適切に利用できるように教育・研修を実施することに関する実施計画	教育・研修工程開始14日前(市の指示に従う)

2) プロジェクト管理

受注者は、以下のプロジェクト管理に関するドキュメントを策定し、市の承認を受けなければならない。

項目	記載内容	提出期限
プロジェクト管理についての全体方針	プロジェクトが適切に運営されるように、プロジェクト管理についての全体方針を定めること。	契約後30日以内

進捗管理に関する実施要領	プロジェクトの進捗を適切に管理するための実施要領を定めること。	契約後30日以内
課題管理に関する実施要領	プロジェクトで発生する課題が迅速に解決されるよう、課題管理に関する実施要領を定めること。	契約後30日以内
リスク管理に関する実施要領	プロジェクトで生じうる各種リスクに対して、適切に回避できるよう、リスク管理に関する実施要領を定めること。	契約後30日以内
市とのコミュニケーションに関する実施要領	市と受注者との連絡・情報共有が適切に行われるよう、会議体の設置や情報連絡手段の定義など、コミュニケーションに関する実施要領を定めること。	契約後30日以内

3) プロジェクト運営・管理要件

- ・受注者は定期的に会議を開催し、進捗状況やその他必要な事項について節目ごとに市に報告を行うこと。
- ・遅滞なく進めるために、プロジェクト管理作業を行い、それに関連する成果品、報告書等を節目ごとに市に随時納品すること。

4) プロジェクトメンバー

本構築業務の組織、体制について明記すること。

- ・本システムの構築責任者として、プロジェクト全体を適切に管理可能な知識と経験を有する者が担当すること。
- ・必要な技術者等の要員。

5) 納品物

本業務の成果品については、次に掲げるものを指定する部数ずつ納入期限までに納めること。なお、成果品の著作権等の帰属は契約による。

- ・ハードウェア一式
- ・各種ドキュメント(紙媒体及び電子媒体)一式

ドキュメントの内容	ドキュメントの種類	提出期限
プロジェクト全体	プロジェクト概要計画	11. プロジェクト管理を参照および市の指示する日
	導入計画	
	教育・研修計画	
	プロジェクト管理についての全体方針	
	進捗管理に関する実施要領	
	課題管理に関する実施要領	
	リスク管理に関する実施要領	
	市とのコミュニケーションに関する実施要領	

	打合せ議事録	
	諸注意事項等説明書	
	ライセンスシート一覧	
端末関係	OSパラメータシート	納入時及び市の指示する日 市の指示する日
	アプリケーションパラメータシート	
	テスト仕様書	
	IPアドレスリスト	
	設置場所リスト	
	マスターPC作成手順書	
	マスターイメージ更新手順書	
	暗号化設計書	
	現地作業手順書	
	再セットアップ手順書	
その他市が指示するドキュメント		

1 2. 機器のセットアップ等

1) 端末関係（設定）

以下の作業について今回導入のパソコン端末台数分に設定すること。

- ・「ソフトウェア(基本仕様)」に記載されているアプリケーションソフトのインストール及び設定等作業を行うこと。(設定情報は別途桑名市と調整すること。)
- ・OS の設定及びソフトウェアについて、桑名市と協議の上インストール及び設定をすること。
- ・桑名市のイントラネットに接続するため、桑名市が指定する Windows やネットワークの設定をすること。
- ・新規パソコンは桑名市のドメインに参加するため、必要な設定及び接続検証を行うこと。
- ・BIOS パスワード、SSD パスワードを設定し、紛失・盗難対策設定を行うこと。
- ・初期インストールされている不要なアプリケーションは削除すること。(別途桑名市と調整すること。)
- ・各ソフトウェアはライセンスの権利に抵触しないよう用意すること。
- ・資産管理ソフト及びウイルス対策ソフトは、桑名市のネットワークに接続してインストールすること。
- ・インストールしたソフトウェアで自動更新されるものは可能な限り停止すること。
- ・最新のファームウェアおよびパッチを適用すること。
- ・Windows 10、Office 2021 のボリュームライセンス及びボリュームライセンスのメディアは、機器のセットアップに必要な数を受注者にて調達すること。また、KMS でのライセンス認証方式とする。

KMS ライセンス認証について発生する設定や費用は受注者にて負担すること。
(市及び、既設サーバー構築業者と調整すること。)

現在 KMS サーバーは既に構築・運用されているが、今回導入する Office 2021 ライセンスについては新規追加となる。

- ・既設パソコンは Active Directory のグループポリシーにて設定の制御・管理がされているため、今回導入するパソコンについても既設パソコンと同等の制御・管理が行えるように調整すること。(必要に応じて既設サーバー構築業者と調整すること。その際、費用が発生する場合は受注者の負担とする。)
- ・新規パソコンについて市からグループポリシーによる新たな設定の相談、希望があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・プリンタードライバインストール作業を行うこと。また、出力枚数を所属別に管理しているため、プリンターに設定された所属等の情報を各端末に設定すること。なお、各端末には、原則プリンター2台(正・副)(必要に応じて2台以上)の情報を設定すること。
- ・桑名市が指定する管理者権限のユーザーを作成すること(ローカルユーザー)。
- ・SSD のドライブ構成は別途桑名市と調整すること。
- ・端末に VSS を設定し、ファイルが復元できるように設定すること。
- ・管理者設定で Bluetooth を利用不可に設定すること。
- ・付箋機能が使用できるように設定をおこなうこと。
- ・マスターイメージ用 PC を作成し、クローニングソフト等を使用してマスターイメージ用 USB 又は DVD を作成し市へ納品すること。設置設定時間を短くするため、マスターイメージにはできる限り多くのソフトウェアをインストールし、OS 設定等をデフォルトプロファイルに反映すること。マスターイメージ用 PC 及び USB 又は DVD はマスターイメージ毎とする。
(マスターイメージ用 PC は本調達で納品するパソコンの数量内で準備)
- ・最大3種類のマスターイメージを作成すること。
- ・UEFI で構築すること。
- ・端末を複製する際にはクローニングソフト等を使用し、その後コンピュータ名等の設定作業を行うこと。(設定情報は別途桑名市より指示する。)

以下の手順書を用意すること。

- A) マスターイメージ用 PC の作成(Sysprep の実行)
- B) マスターイメージ用 PC からマスターイメージの作成
- C) マスターイメージデータを利用した PC への復元※PC への復元については、USB や DVD の使用、配信サーバーを利用するなど方法は問わないが、運用方法を市に説明し合意を得ること。

市が必要と判断した場合は追加の手順書を準備すること。

イメージ復元に USB や DVD を利用する場合は、納品用マスターイメージと別に、それぞれ円滑なメンテナンス業務に必要な数量を受注者の負担で準備、納品すること。(数量については本市担当者と相談すること。)

配信サーバーについては市のパソコンにて条件が満たされる場合は、市の所有するパソコンを流用することも可とする。

- ・端末本体に管理番号を記載したラベルシールおよびリースシールを作成し、貼付すること。(管理番号および貼付する場所は別途桑名市より指示する。)
- ・設定に関する設計書・パラメータシートを作成し、市へ納品すること。

2) 端末関係 (設置・回収)

- ・ドメイン参加及び検証等、市役所内でなければ不可能な作業以外は外部で設定実施後に搬入すること。
- ・キッティング場所では、イントラネット接続口及び電源コンセント、会議机、イスの使用が可能。その他各種設定作業に必要な物は、受注者の負担で準備すること。
- ・本庁舎に納品する端末は、キッティング場所でセットアップ後、本庁舎の会議室へ運搬すること。(設置場所は別途案内)
- ・出先機関に納入する端末は、現地への搬入、設置、設定作業をすること。また、入れ替えた既設の端末を当日中にキッティング場所に搬入・保管すること。(設置場所は別紙参照)
- ・新規パソコン等の梱包材は受注者にて処分すること。
- ・新規パソコンの保証書及び取扱説明書等の添付品は受注者にて取りまとめ、桑名市へ納品すること。
- ・既設の端末はキッティング場所に搬入後、全数(570台)ハードディスクの消去を行い、消去証明書を提出すること。また、消去ツールは桑名市所有のツールを提供することも可能。(消去方法等の詳細は別途桑名市と調整すること。)

13. 教育・研修、運営支援

パソコンの設定環境、保守、運用等について、管理者向けの管理者研修を実施すること。

14. 以下の作業については、本件の対象外とする。

- 1) 既存パソコンからのデータ移行
- 2) 既存パソコンの廃棄

15. 保守

1) 保守内容

- ・保守期間は、令和5年3月1日～令和10年2月29日(5年間)とし、引き取り修理又はオンサイト修理とする。
- ・パソコンのハードウェア障害に対する保守の問い合わせ窓口を設置し、平日8時30分～17時15分までは本市からの電話での問い合わせを受けるようにすること。

- ・保守品質を維持するため、導入機器のメーカー(系列会社含む)による保守を行うこと。販売店等による自営保守は認めないものとする。
- ・引取り修理保守の際、パソコン内の記憶機器は本市で抜き取ったうえで庁外への持ち出しするものとする。
- ・記憶機器の故障の場合、本市でデータ消去を行ったうえで庁外への持ち出すこととするが、データ消去が行えない場合、当該機器を買い取るものとする。

16. その他

1) 機密保護等

- ・受注者は、個人情報保護に関する法律、関連法令、各種ガイドライン、指針等及び桑名市契約事務規則、桑名市個人情報保護条例及び、桑名市情報セキュリティポリシーの規定を遵守すること。
- ・各種情報は各条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- ・受注者は、本市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た本市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。①業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報③相手方からの情報によらず、独自に開発された情報
- ・受注者は、自己の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本市の承諾を場合は、速やかに再提出すること。

2) 特記事項

- ・貸付者は賃貸借期間終了後、本契約に関する全物件について桑名市に無償譲渡するものとし、契約書等に記載すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- ・本市において必要と認めたときは、作業を変更または中止することができるものとし、この場合、発注者及び受注者の協議により、変更のために必要な期間を別途定めるものとする。
- ・受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。